

処 分 基 準

基準の名称	水道用水の緊急応援命令処分基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
水道法	40条1項	水道用水の緊急応援命令
基準の 内 容		
<p>本条は、災害その他非常の場合における水道事業者又は水道用水供給事業者相互間の水の緊急応援命令及び供給の対価の決定手続き等を規定したものである。</p> <p>一、緊急応援命令</p> <p>都道府県知事は、災害その他非常の場合において、特定の水道事業者又は水道用水供給事業者に対し、水道用水の緊急補給が公益上必要であり、かつ、適切であると認めるときは、補給の期間、水量及び方法を定めて、他の事業者の水道施設内に取入れた水を当該事業者へ供給すべきことを命ずることができる。ただし、両事業者の管轄都道府県知事がそれぞれ異なる場合の命令は、厚生大臣が行う。命令権者を都道府県知事としているのは、現場の事情に精通しており、また、迅速な判断が可能な立場にあるからである。「災害その他非常の場合」とは、災害による水道施設の破損等のほか異常湧水や水源に毒物が混入したことによる給水不能、大火等の場合が考えられる。補給する水道用水は、水道施設内に取り入れられた水であり、原水、浄水のいずれをも含むものである。命令は、補給する期間、水量及び方法を定めて行うものであり、対価は命令の内容とはならない。この命令は緊急事態に対処するものであるから、水の補給の実施を先決とするのである。水道用水の補給は、事業者相互間において行われるのであって、一の事業者が他の事業者の需要者に対して直接水を供給するものではない。</p> <p>なお、本条による水の応援供給命令を受けたため、当該水道事業者が、その給水区域の全部又は一部につき、その間止むを得ず給水を停止するようなことがあっても、常時給水の義務に違反するものではない（法15条二項）。</p> <p>また、厚生大臣又は都道府県知事の緊急応援命令に違反した者は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処せられる（法五三条十号）。</p> <p>二、供給の対価</p> <p>供給の対価は、両当事者間の協議によって定めることとし、協議が調わないとき又は協議ができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。ただし、両事業者の管轄都道府県知事がそれぞれ異なる場合の裁定は、厚生大臣が行う。実費の額とは、補給のために実際に要した費用であり、水の原価と補給のために要した臨時の施設費、人件費、電力等の動力費、管理費等の費用の合計額である。</p> <p>三、対価の増減請求</p> <p>都道府県知事又は厚生大臣が行った対価の裁定に不服がある当事者は、裁定を受けた日から起算して六か月以内に他の当事者を被告として裁判所に訴えて、供給の対価の増減を請求できる。裁定者である厚生大臣又は都道府県知事を、被告として訴えることはできない。</p>		